



島根県報

令和5年1月20日（金）

第 380 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	3
地域森林計画の変更	（ " ）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（ " ）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ " ）	6
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	6

【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	7
---------	-------------	---

告 示**島根県告示第32号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

塚原 隆昭 飯石郡飯南町花栗514番地
立脇 清司 飯石郡飯南町角井250番地
藤原 敏夫 飯石郡飯南町都加賀373番地
吾郷 公 飯石郡飯南町八神974番地
三嶋 康広 飯石郡飯南町佐見518番地 3
柳生 哲夫 飯石郡飯南町頓原1032番地
高田 直樹 飯石郡飯南町長谷738番地 2
原田 明紀 飯石郡飯南町獅子10番地 4
塩田 和美 飯石郡飯南町頓原1771番地
戸谷 均 飯石郡飯南町長谷98番地 3
別木 康吉 飯石郡飯南町花栗244番地
戸田 修 飯石郡飯南町頓原402番地
景山登美男 飯石郡飯南町頓原1486番地15

監事

長島 賢二 飯石郡飯南町佐見462番地
吉岡 達雄 飯石郡飯南町頓原2208番地

2 就任年月日

令和4年11月17日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

塚原 隆昭 飯石郡飯南町花栗514番地
立脇 清司 飯石郡飯南町角井250番地
藤原 洋司 飯石郡飯南町都加賀209番地
小原 正 飯石郡飯南町八神1204番地
三島 章利 飯石郡飯南町佐見515番地 5
柳生 哲夫 飯石郡飯南町頓原1032番地
高田 直樹 飯石郡飯南町長谷738番地 2
原田 明紀 飯石郡飯南町獅子10番地 4
木村 光男 飯石郡飯南町頓原1538番地
戸谷 均 飯石郡飯南町長谷98番地 3
後藤 幹司 飯石郡飯南町頓原2153番地 2

深石 賢一 飯石郡飯南町頓原356番地1

景山登美男 飯石郡飯南町頓原1486番地15

監事

長島 賢二 飯石郡飯南町佐見462番地

吉岡 達雄 飯石郡飯南町頓原2208番地

島根県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 (松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林水産振興センター 島根県東部農林水産振興センター雲南事務所 島根県東部農林水産振興センター出雲事務所

島根県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林水産振興センター 島根県西部農林水産振興センター県央事務所
隠岐森林計画区 (隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林水産局
高津川森林計画区 (益田市、津和野町、吉賀町)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林水産振興センター益田事務所

島根県告示第35号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第38号

令和4年島根県告示第745号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松江市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
松江市美保関町美保関1391-2	雲津 梅之助 小坂 梅太郎 鷗鶴 信太郎 松浦 藏松

島根県告示第39号

令和4年島根県告示第729号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
飯石郡飯南町下来島2560-1から2560-3まで	白須 和信

島根県告示第40号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28

号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市斐川町莊原3471-2 原 昭二

” 3466-2 原 俊雄

” 3416 高橋浩三

(2) 加入区

宍道湖斐川加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年12月15日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年9月20日から同年12月15日まで

3 作業地域

大田市川合町川合地内